

国家公務員の給与削減支給措置を踏まえた地方公共団体における給与削減支給措置（国並み給与削減）提案における交渉経過について

<この間の交渉・協議経過>

- 6月24日 第1回団体交渉…市側提案提示、小委員会交渉に対する市側対応指摘
- 7月4日 第2回団体交渉…提案内容にかかる詳細説明、小委員会に臨む市側姿勢
- 7月10日 第1回小委員会交渉
- 7月18日 第2回小委員会交渉
- 7月25日 第3回小委員会交渉
- 8月5日 第4回小委員会交渉（本交渉扱い）…市側修正提案
- 8月19日 第3回団体交渉

団体交渉での主な指摘事項

第1回団体交渉

- ① 国の不当な介入は許さない。市側が協議する相手はわれわれでなく国である。
- ② これまでの大幅なカット継続や、給与制度改革などで、相当な効果を出し、国からの要請額以上の効果を出してきている。
- ③ この間の小委員会交渉が単に市側の説明の場でしかない。極めて問題。小委員会交渉のあり方などについて市側の認識を明らかにするべき。
- ④ 市側の交渉スケジュールに縛られるものではなく、労使合意無き決着はあり得ない。

第2回団体交渉

市側から提案内容の詳細説明（市としての考え方を繰り返す）

- ① 小委員会交渉のありかたについての市側認識を質す

（労使対等の立場で交渉の到達点をめざす努力が重要、今後誠意をもって交渉協議を進めることを確認）

その上で

- ① 前回交渉で納得できる内容は示されていない。
- ② 全国市長会の決議からも大阪市当局の姿勢が問われている。
- ③ 人事委員会勧告の結果以上のカットを行い、民間水準も大幅に下回っている。昨年の給与制度改革により、制度矛盾を抱えている。
- ④ 2009年度からの給与カットの効果額の詳細な説明を求める
- ⑤ われわれの立場は市側提案の再考である。

第3回団体交渉

市労連ニュース参照

小委員会交渉におけるポイント

1、独自カット効果について

2009年度から2012年度までの削減額累計、586億の具体内容の説明を求める。
人件費の部分で効果があらわれている。これを独自の効果として見るべき。

⇒ 総務省は、独自の取り組みは考慮するとあるが、2013年度においての反映。過去
に組み込んだ内容は反映されない。
求められているのは、2013年7月から来年3月までの対応。
これまでの取り組みは理解するが、要請はあくまで2013年度の要請。

総務省の提案を受けて市側なりに考えた結果が今回の提案内容とされているが、国が
考慮しないにしろ、暦年にわたるカットを行ってきたのは事実。
総務省の提案自体に問題があるし、結果として、その提案を受けざるを得ないという
スタンスに立っている市側対応が問題である

相当な効果が出ているのに、国が2013年度だけという事で、その事を前提とした提案
になっている事は納得しがたい。

⇒ 市は市で、様々独自に取り組んできている。ご指摘いただくまでもなく十分認識
している。その事と、今回の国の要請は別というところがある。
25年度でしか比較しないという話がベースにあるのに、過去の年度を引っ張って、
効果額を出しても、市民の方が納得できるのか。

2、総務省の要請内容そのものについて

国の特例減額の手法を参考に取り組むようにもとめられていることと、その際には、
ラスパイレス数値を参考にするように言われており、総務省からの要請は、それらが
一体的に組み込まれていることが問題。

市側提案は年末一時金カット。給料表水準を変えないにしても、総務省の要請に応え
て、ラスを100に持っていくことと同じ効果を出そうとしている。大阪市のラスパイ
レス指数に対する考え方は変わったのか。

国公準拠か、大阪府に合わせるのか、地域民間の相場に合わせる事を主眼に置いているのか、よくわからない。

⇒ 今回の国からの要請は、国の削減に準じてという事であるが、求められている内容は、給与抑制水準に準じて取り組めという事。
国の抑制水準というのが給料月額ではラスパイレス 100 といというのが水準。
国はそこを一体化させている。そこが今回の要請の肝となっている。

3、ラスパイレス指数について

市長名で公表しているラスの問題点について認識は如何に

⇒ 1月28日の市長の「私の主張」にも掲載しているとおりで、現行のラスパイレス指数がまったく問題の無い正しいものという認識はない。
ただ、ラスパイレス指数という一つの基準で見た時に国から見て3.8ポイント高いというのは事実。
確実に国が指定職（計算上0.8ポイント）の分を抜いている。その分0.8を削って、差をつめにしている。
それ以外の疑義があるところについて、国に対して提案し、今後、改善すべき点として協議を持ちかけていく。
給与の差が指摘されている以上放置できない。市民にも説明責任を果たす意味でも放置できない。現時点で外せるものは外している。

ラスパイレス指数が0.8%下がるという根拠について再度説明と、市長は、それ以外も含めると本市のラスが3ポイント低下し、ほぼ0になると主張しているが、その点について如何か

⇒ 国の指定職の人数と給料について公開されているデータが出されている。その指定職分を計算すれば、大阪市で言うラスパイレス指数の0.8%影響することが計算できる。
3ポイントというのは、もっと違う意味で書いている。特殊法人に行っている話や、早期勧奨退職制度の方の事であるが、データがない。国に求めても出そうとしない。

ラスパイレス指数の3ポイントは、市長名でも問題ありと公表されている。

国がデータを公表していないとはいえ、大阪市が試算するという点から、ラスパイレス指数に対する問題意識を持っていることは事実。市として主体的に国に対して主張すべき。

大阪市として、独自の判断で試算をたてたという事で、議会にも市民にも説明はできる。仮に試算が間違っていたとしても、国と分析の手法などについて議論を行えばよい。敢えて触れていないのは問題。

⇒ ラスパイレス指数の計算について問題がある事は、市として、市長自身も言っている。しかし、国から明らかに給与水準の差がある事を示されている。
今回、国あげての要請、全国的な取り組みという事。市民への説明ができるかという点からも、今回の提案内容がギリギリのところと考えている。

4、持ち家にかかる住居手当について

持ち家にかかる住居手当の廃止分の効果額が出ているのは事実であり、算入すべきである。

⇒ 国から言わせれば効果ではない。国にもともとないものなので、国に言えるものではない。
人件費の効果といえ、人の減員などがあるが、ここで言えるのは少なくとも制度面で国より取り組んでいることを入れて計算している。国から言わせれば、退職手当も考慮しないというもの。大阪市として無理矢理、効果として出している。

持ち家にかかる住居手当の廃止問題は、昨年の給与制度改革で人事委員会の勧告でも出されていない。しかし、国や府に合わせる事から合意無きまま廃止となった。これは、大阪市主体の判断をしたという事で含めるべき。

⇒ 持ち家にかかる住居手当については、本来、給与の適正化というところで取り組むべき項目。国は、この部分が対象でないことを明らかにしている。

5、第4回小委員会交渉での市側修正提案

「総合的に勘案したものとして、当初提案から4条任期付職員及び、育休代替職員を、給与減額支給措置の対象外とする」

任期付職員を対象外にしたことは、前向きに受け止めるが、今の回答では、われわれの思いを受け止めてもらったものとは認識しがたい。

議会日程も念頭においているようだが、スケジュールに縛られて交渉している訳ではない。合意と納得の出来るような交渉を続けるべき。

国家公務員の給与減額支給措置を踏まえた地方公共団体における 給与減額支給措置について（修正提案）

国家公務員の給与については、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出削減が不可欠であることから、平成 24 年 4 月から平成 26 年 3 月末までの間、給与減額支給措置が行われている。

こういった状況のもと、平成 25 年 1 月 28 日に総務大臣より、各地方公共団体においても、東日本大震災を契機として防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気の低迷を受け、一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっており、こうした地域の課題に迅速かつ的確に対応するため、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請があったところである。

一方、本市においては、危機的な財政状況に対応するため、平成 21 年度以降、継続した給料カット、とりわけ平成 24 年度以降は新たな給料カットとして大幅な独自の人件費削減措置を行っているところであり、また、退職手当制度の改正においては、国よりも先行して平成 25 年 10 月に支給率の引き下げを完成させることとしている。

こういった本市の状況を最大限に踏まえ、国からの要請に対しては、本市独自の考え方で対応することとし、必要となる取り組みについて以下のとおり提案する。

1 実施内容

期末・勤勉手当を 9.77%減額する。

（ただし、4 条任期付職員、育休任期付職員を除く）

2 実施時期

平成 25 年 12 月期